

# アスベスト除去等工事費助成が始まっています！

## 対象となる工事

アスベストが含有されている吹付け材を除去、囲い込み又は封じ込める工事  
(ただし、アスベスト含有保温材、断熱材、耐火被覆材及び成形板等は対象外です。)  
※除去等の工事が完了した後、その建物を引き続き使用することが、条件となります。  
解体を目的とする除去工事は、対象外です。

## 助成対象者

江戸川区内にある建物を所有する個人又は法人

※区分特別地域を除く  
**※令和8年度の工事費助成は終了しました。**

## 助成内容

| 建築物の用途       | 助成率         | 助成限度額  |
|--------------|-------------|--------|
| 戸建住宅         | 除去工事費用の 2/3 | 30 万円  |
| 共同住宅、事務所、店舗等 |             | 100 万円 |

## 注意してほしい事

除去等工事を行う際、石綿作業主任者が策定する作業計画に「建築物石綿含有建材調査者」を必ず関与させ、その作業計画に基づく現場体制により実施する必要があります。

## 【申請・問合せ先】

都市開発部 建築指導課 調査係 (第三庁舎一階)

TEL : 5662-1104(直通) fax : 5607-2267

## ※①吹付け材にアスベストが含有されているのか不明の場合

→ アスベスト調査費助成金交付制度をご活用下さい。

- ・対象の調査 : 吹付け材等(成形板を除く、以下同)にアスベストが含まれているか否かの調査  
吹付け材等に含まれているアスベスト含有量の調査  
建築物の空気中のアスベスト濃度の調査  
吹付け材等であるか否かの目視調査等
- ・調査機関 : 専門の調査機関で実施して下さい
- ・申請者 : 建物所有者  
建物使用者若しくは建物管理者等
- ・助成額 : アスベスト調査に要した費用の 1/2 で、建築物 1 棟 10 万円を限度

※②アスベスト除去等工事を実施する場合には、大気汚染防止法等により届出が必要となります。

## 【申請・問合せ先】

環境部 環境推進課 指導係 TEL : 5662-1995